

## 要望書（路線バス待合所の移動）について（回答）

- 提出者：小鴨地区自治公民館協議会、倉吉市長坂新町自治公民館、倉吉市長坂町自治公民館
- 受付日：平成27年9月14日
- 回答日：平成27年10月8日

### 1 長坂新町のバス停待合所をバス駐車場の近くに移動していただきたい。

【回答：総合政策課 Tel 22-8161】

ご要望いただいた当該バス待合所に関する路線は鳥取県が管理する主要地方道倉吉福本線で、バス待合所についても鳥取県が管理されています。

当該路線は、数年前、県により道路改良工事が施工され、現在のバス停車場に待避所（たいひじょ）が設けられましたが、その際、待合所（まちあいじょ）の移動は実施されていない状況です。

バス停待合所の移動について管理主体である県において実施していただくよう、また継続して管理していただくよう、鳥取県へ要望してまいります。